

広島県告示第三百五十七号

調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第二項の規定によつて、調理師試験の実施に関する事務の一部を次のとおり同項に規定する指定試験機関に行わせることとした。

平成三十年四月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地

1 名称

公益社団法人調理技術技能センター

2 主たる事務所の所在地及び試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地
東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番五号 J A C C ビル

二 行わせることとした試験事務の範囲

1 試験問題の作成
2 試験の運営

3 採点

4 合否判定及び合格通知

三 試験事務を行わせることとした年月日
平成三十年四月一日